

認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

認定こども園の認定の要件を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岩手県条例第68号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員資格の特例の承認の申請)

第2条 認定こども園の設置者は、条例第4条第3項ただし書の規定に基づき保育士の資格のみを有する者を条例第3条第2項に規定する学級担任としようとするとき又は条例第4条第4項ただし書の規定に基づき幼稚園教員免許状のみを有する者を満3歳以上の子どものうち条例第3条第2項に規定する教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者としようとするときは、別に定める様式による職員資格特例承認申請書を知事に提出しなければならない。

(食事の提供)

第3条 条例第5条第7項の知事が定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認定こども園の長が、当該認定こども園における食事の衛生管理、栄養管理等について業務上必要な注意を払うことができるよう、当該認定こども園の体制が確保され、及び調理業務を受託する者との契約において必要な措置が講じられていること。
- (2) 認定こども園又は当該認定こども園に併設される他の施設、保健所又は市町村の栄養士により、献立等について栄養管理の観点からの指導が受けられる体制が確保されていること。
- (3) 調理業務を受託する者については、認定こども園における食事の衛生管理、栄養管理等について、適切に業務を行うことができる者とする。
- (4) 子どもの年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギーへの配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機への適切な対応が確保されていること。
- (5) 食事を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの年齢及び発達の段階に応じ、食事に関する意識を高めるため配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を策定し、当該計画に基づき食事を提供すること。

(教育・保育相談事業)

第4条 条例第8条第2項の主務省令で定めるもののうち知事が定めるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条第1号に掲げる事業とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。